

発議第 2 号

子どもへの虐待防止に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成31年3月15日提出

提出者

議会運営委員長 中川 弘

## 子どもへの虐待防止に関する決議

今年1月、千葉県野田市で発生した児童虐待により、幼き女兒が亡くなったことは、多くの悲しみをひろげ、同時に、行政関係機関のかかわりの在り方に不信を抱かせた。同じような事件は、本市をはじめ、全国各地でおきかねない内容であり、調査・検証はもちろんのこと、二度と子どもの命を奪わせないという確固たる姿勢が欠かせない。

「子どもの権利条約」をはじめ、関係する国内法の規定では、子どもは尊い人格を持った一人の人間として、健やかに、かつ安全に成長する権利が保障されている。また、将来にわたって尊重される社会の実現も強く求められている。

しかしながら、児童虐待の疑いがあるとして、2018年の1年間に児童相談所に通告した18歳未満の子どもの数が、前年比1万4673人（22.4%）増の8万104人となり過去最多を更新し続けていると警察庁の調査で明らかとなった。さらに、「児童虐待」は、単に家庭内の親による身体的、性的、精神的虐待、保護・養育の拒否・怠慢などだけでなく、子どもを保護すべき施設等の第三者による虐待といった新たな問題も発生している。

今こそ我々は、「児童虐待」についての認識を深めるとともに、地域における様々なネットワークを活かし、児童相談所や民間を含む関係機関との連携を強め、子どもの人権を保障するため、法や制度の整備・改善、権利保障及びサポート機関の設置・充実等、「児童虐待」の防止に関するあらゆる方策を提言すべく、なお一層の努力を傾注する。

以上のとおり決議する。

2019年3月15日

千葉県流山市議会